

認可地縁団体の概要

—自治会の法人格取得について—

神 河 町

認可地縁団体の概要

— 自治会の法人格取得について —

1 認可地縁団体とは

平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であつたいわゆる自治会等が、市町村長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。

このようにして認められた団体を「認可を受けた地縁による団体」（認可地縁団体）といいます。

【地縁団体となりうる団体】

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、不動産又は不動産に関する権利などを保有し、又は保有を予定している団体が対象となります。

なお、「一定の区域に住所を有する者」と法で規定されていますので、団体の構成員となる資格は住所要件のみです。従って、性別、年齢、限定的目的といった他の要件を伴う団体は対象外となります。

* 地縁団体と認められないもの

- 青年団、老人会……住所要件のほか、性別、年齢などの条件が必要な団体
- スポーツ団体、伝統芸能保存会……活動目的が限定的な団体

2 認可地縁団体設立（自治会法人化）の目的

自治会の名義で不動産の登記を行うことを目的とします。

従来、自治会が集会施設や土地を保有していても、その自治会名義で登記することができず、代表者名義や複数の個人による共有名義又は覚書に基づいて市町村名義で登記されてきました。

その場合、

- ・登記名義人の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。
- ・登記名義人が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。
- ・多数人による共有として登記しているため、登記名義人が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。

など、様々な問題が生じていました。

自治会が法人格を取得して自治会名義による不動産登記を行うことで、不動産をめぐるトラブルを防止することが期待されます。

3 登記・登録の対象となる資産（権利）

自治会の地域的な共同活動に資すると見込まれるもので、以下に掲げるものをいいます。なお、入会権のようないわゆる慣習上の物権は含みません。

(1) 不動産に関する権利

土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権

(2) 立木に関する権利

立木の所有権及び抵当権

(3) 登録を要する金融資産

国債、地方債、社債

(4) その他

地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産（除雪車両等）

4 法人化のメリット・デメリット

(1) メリット

自治会名義で不動産を登記できることです。一度登記をすれば、以後代表者が変更になっても、登記内容を変更する手続きをする必要がありません。

(2) デメリット

これまでの自治会規約を地方自治法の規定に則した規約に変更する必要があります。これまで認可された地縁団体の例を見ると、多くの場合、認可前の規約を大きく改める必要が生じています。また、規約の変更には町長の認可が必要となるほか、代表者（区長）が変更するたびに町長に届出を行う必要があり、事務的な手続きが多くなります。

5 法人格を得るためには

法人格を得るためには、法令で定める書類を町長へ提出しなければなりません。町長はこれを審査し、その自治会と提出書類が法令の定める要件に合致する場合には、法人格を備えた地縁団体として認可し、その旨を告示します。

この告示をもって、自治会は法人格を得ることとなり、また、告示事項について第三者に対抗できることとなります。

6 認可の要件

自治会が法人化するためには、町長の認可が必要となります。認可を受けるためには、次の4つの要件を満たさなければなりません。

(1) 目的

良好な地域社会の維持、形成に資する地域的な共同活動を目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

【良好な地域社会の維持、形成に資する地域的な共同活動】

住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、自治会が現に行っている活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動を念頭に置いているものではありません。

【現にその活動を行っていることと認められること】

総会に提出される事業報告、活動実績報告などにより証明できます。

(2) 区域

団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

区域住民はもとより、町内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。

字、地番等による表示が適切ですが、道路及び河川等による表示も可能です。

(3) 構成員

区域内に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、その相当数が現に構成員となっていること。

区域内に住所を有すること以外には、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。「相当数」とは、区域住民の過半数以上とされています。

(4) 規約

規約を定めていること。

地方自治法に基づく所定の要件を満たした規約でなければなりません（所定の要件については別紙参照）。

所定の要件がひとつでも欠けると認可されません。

7 町と認可地縁団体の関係

町の関与は、自治会が権利義務の主体となるための要件を満たしているかどうかを確認することにとどまります。

地縁団体として認可された後、自治会が町の指揮監督下に置かれるようなことはありません。また、町が認可地縁団体を優遇するようなこともありません。

規約に定めなければならない事項

次の8項目が法定されています。これらのうち1つでも欠けると認可されません。

1 目的

- スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を目的とする必要があります。
- 活動の内容は、その団体の権利能力の範囲を明確にできるよう、具体的に定めてください。

2 名称

特に法的な制限はありません。(例) ○○区、○○区自治会、○○町内会

3 区域

- 字、地番、住居表示により表示してください。
- 河川や道路など、客観的に認識できるものでも可能です。
(例) 神河町○○(大字) □□のうち××川の北の区域

4 主たる事務所の所在地

集会施設又は代表者の自宅とするのが一般的ですが、代表者の自宅の住所地番を規約に明記すると代表者が変わるたびに規約を改正することとなりますので、次の例により定めることが適当です。

- (例) ○集会施設……区の主たる事務所は、神河町○○(大字) □□に置く
○代表者自宅……「区の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」

5 構成員の資格に関する事項

- 資格要件は区域に住所を有する個人に限られ、これ以外の要件は違法です。
- 法人や団体について、表決権等を有しない賛助会員とすることは可能です。
- 加入、脱退に関する手続きを定めてください。

6 代表者に関する事項

代表者の選出、任期、職務などを定めてください。一般的には、役員の種別、選任、職務、任期といった形で規定されます。

7 会議に関する事項

- 団体の意思決定機関である総会の種別、構成、権能、開催時期、招集方法、定足数、議決事項、構成員の表決権、議事録などについて定めてください。
- 役員会を置く場合には、総会とは別の条項で定めてください。

8 資産に関する事項

資産(負債は除く)の構成、管理、処分などについて定めてください。

- 構成……動産、不動産、金融資産などが該当しますが、個別に規約に掲げると内容に変更が生じるたびに規約を改正することとなりますので、「別に定める財産目録記載の資産」と定める方法が適当です。このほかには、会費、活動による収入、資産から生じる果実などがあります。
- 管理……役員会で定める方法により、代表者が管理することが一般的です。
- 処分……活動上重要な資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会で議決する必要があります。

規約（会則）例

（※表題）

〇〇区規約

※「〇〇（区）自治会」「〇〇町内会」いずれも可

※「規約」「会則」いずれも可

（団体の名称、規約又は会則の名称に関する地方自治法の制限はないが、他の法令により使用制限のある名称は用いることができない。例：〇〇商工会）

第1章 総則

（目的）

第1条 本区は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化及び清掃等区域内の環境の整備
- （3）公民館等〇〇区有財産の維持管理
- （4）前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な活動

※ 上記のほか、次の事例がある。

- 美化、清掃のほか、防犯、交通を加えた事例
- 神社、仏閣を区有財産とは別号として規定した事例
- 伝統行事の継承を加えた事例
- 区民相互の親睦、福利厚生を加えた事例

（名称）

第2条 本区は、〇〇区（以下「区」という。）と称する。

（区域）

第3条 区の区域は、兵庫県神崎郡神河町△△（大字）××番地から××番地までの区域とする。

※ 団体の区域が同一の大字区域内にある場合は、上記の表現で判別できる。

※ 複数の大字等にまたがる場合は、大字毎に記載すれば足りる。

（例）第3条 区の区域は、次に掲げるとおりとする。

（1）兵庫県神崎郡神河町△△（大字）××番地から××番地までの区域

（2）兵庫県神崎郡神河町▲▲（大字）××番地から××番地までの区域

※ 大字が多数で文言のみでは判別し難い場合は、図示する方法もある。ただし、例外的な扱いであり、地番による表示の方が客観的である。

（例）第3条 区の区域は、別紙区域図のとおりとする。

（事務所）

第4条 区の主たる事務所は、兵庫県神崎郡神河町△△（大字）××番地に置く。

※ 事務所については、公民館等集会施設の住所に置く例が大半だが、「代表者の自宅に置く」とすることも可。ただし、代表者の自宅の具体的な住所地（字、地番）を規約に規定した場合には、代表者の変更が生じる度に総会で規約を変更しなけ

ればならない。

第2章 区民

(区民)

第5条 区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- ※ 区民としての資格は「区域に住所を有する個人」に限られ、このほかに年齢、性別等の条件を定めることは認められない。
- ※ 法人、団体は構成員となれないが、表決権等を有しない賛助会員とすることは可。この場合には、第5条第2項として加える形となる。(表決権等の規定には、当該法人又は団体に表決権等が存しない旨を加えること。)
- (例) 第5条 区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。
2 区の活動を賛助する法人又は団体は、賛助会員となることができる。

(区費)

第6条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

- ※ この例では、区費を変更する場合には、総会の議決で足りる。
- ※ 規約中に区費に関する具体的規定(算定根拠、金額、納期、納入方法等)を定めることは可。ただし、会費に関する取決めに変更が生じた場合には、総会で規約を変更しなければならない。

(加入)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で区に加入しようとする者は、別に定める加入申込書を区長に提出しなければならない。ただし、口頭をもってこれに代えることができる。

2 区は、前項の加入申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

- ※ 加入に際しては、いかなる条件、制約を付すことも認められない。
- ※ 第1項の「別に定める」を「役員会で定める」と規定し、又は明記しないことも可。
- ※ 第2項の「正当な理由」とは、当該者の加入により、当該団体の目的、活動が著しく阻害されることが明らかな場合であるが、実際には極めて例外的な場合と考えられる。

(脱退等)

第8条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には、脱退したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める脱退届が区長に提出された場合

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

- ※ 第1項の退会の要件としては、ほかに次のような事例がある。
 - 死亡(上記第2項を第1項中に入れるもの)
 - 会費(徴収金等)を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- ※ 自己都合により他地区に一家を挙げて生活の本拠を移したときは区民の資格を失うが、本人からの申出により区民として認められる旨の規定を設けている事例がある。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 区長は、区を代表し、区務を統括する。

- 2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、区の出納事務を処理し会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 その他の役員は、区民と役員会との連絡にあたる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 区の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

- ※ 地方自治法の規定により、1人の代表者並びに1人又は数人の監事を置く。
【地方自治法】
第260条の5 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。
第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。
- ※ 副区長が1人の場合には「区長があらかじめ指名した順序によって」は不要。
- ※ 副区長による区長の職務の代行は、法律行為には及ばない。法律行為を予定する場合には、直ちに後任の区長を選出すること。
- ※ その他の役員の場合としては、評議員、組長、事業委員長等がある。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- ※ 役員解任手続を定める場合には、役員が総会において選任されることに

鑑み、総会での議決を要するものとして規約に定めることが相当である。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 区の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、区の運営に関する重要な事項を議決する。

※ 総会は、団体の運営事項のうち、規約で役員会に委任したものの以外の全ての事項について議決できる。
※ 規約の改正等、法により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできない。
【地方自治法】
第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。
※ 総会で議決すべき重要事項……事業計画、事業報告、予算、決算等

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

※ 地方自治法の規定により、毎年度終了後3箇月以内に財産目録を作成し、通常総会を毎年度1回以上開催しなければならない。

【地方自治法】

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

※ 通常総会の開催時期を「決算終了後1ヶ月以内」とする事例がある。

※ 臨時総会の開催については、地方自治法の規定による。

【地方自治法】

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、

いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。(※3分の1とする事例がある。)

(総会の招集)

第17条 総会は、区長が招集する。

- 2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その請求があつた日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

※ 第2項の臨時総会の招集通知については、7日前、10日前、20日前などの事例のほか、特に定めていない事例もある。

※ 第3項の総会の招集通知については、地方自治法の規定による。

【地方自治法】

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

※ 「総会の議長は、区長がこれに当たる。」とすることも可。

(総会の定足数)

第19条 総会は、区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

※ 構成員の3分の2以上を定足数とする事例がある。

※ 総会のほか、役員会、幹事会の定足数を規定する事例がある。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

※ 総会のほか、役員会、幹事会、常会、組長会の議決要件を規定する事例がある。

(区民の表決権)

第21条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、区民の表決権は、区民の所属する世帯の区民数分の1とする。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業報告の承認
- (3) 事業計画の決定
- (4) 決算の承認

(5) 予算の決定

(6) その他役員会において輕易と認められる事項の承認等

※ 総会における区民の表決権については、地方自治法の規定による。
【地方自治法】
第 260 条の 18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。(第 2・第 3 項略)
※ 第 2 項は、特定の議決事項につき表決権を各世帯に 1 箇とするものであるが、規約の変更、財産の処分、解散については認められない。
※ 第 2 項を設けず、次条(第 22 条)第 1 項に基づき、世帯員の 1 人に表決権を委任する方法がある。この場合、議事録に委任による出席者を明記する必要がある。

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

※ 書面又は委任による表決については、地方自治法の規定による。
【地方自治法】
第 260 条の 18 (第 1 項略)
2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
3 全 2 項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。
※ 区自治会等の地縁による団体では、当該団体の意思を決定するための表決権は世帯単位とされ、総会等の会議への出席も世帯で 1 人というのが通例である。
しかし、認可地縁団体では、未成年者(幼児も含まれる)に至るまでの全ての区民(構成員)に平等の表決権が付与される。全区民が出席できる施設となれば、規模の大きい団体は、全区民を収容できる公共施設を想定せざるを得なくなる。この場合、第 1 項の規定を設けることにより、世帯からの出席が 1 人でも総会の成立、議決が可能となる。ただし、委任による表決については、議事録にその事実のあったことを明記する必要がある。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 区民の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

※ 認可申請時、告示事項(団体名称、事務所、代表者等)変更届出時、規約変更認可申請時等には、会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明

するため、総会議事録を添付する必要がある。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 区長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求の日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

※ 役員会の招集に関する規定については次のような事例がある。通知期限の規定については、3日前、5日前といった少数の事例があるが、特に規定していない団体が多数である。

- 役員の数分の1以上から請求がある場合、7日以内に招集。
- 役員の数分の1以上から請求がある場合、10日以内に招集。
- 役員の数分の1以上から請求がある場合、20日以内に招集。
- 役員の数分の1以上から請求がある場合、5日以内に招集。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

※ 読替え後の各規定は、次のとおりとなる。

第19条 役員会は、役員の数分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第20条 役員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した役員数の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定することによる。

第22条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。
- 第 23 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 29 条 区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

※ 地方自治法の規定により、認可申請時及び毎年度終了後 3 箇月以内に財産目録を作成しなければならない。

【地方自治法】

第 260 条の 4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。（第 2 項略）

※ 財産目録の内容を「別に定める」のは、これを規約に規定した場合には、財産目録の内容に変更が生じれば総会において規約を変更し、更に町長の認可を得なければならない、手続が複雑化しかつ団体運営上の効率が低下することを回避するものである。

※ 「果実」は民法用語。単に「収入」でも可。

（資産の管理）

第 30 条 区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第 31 条 区の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

※ 不動産等、重要な固定資産の処分等については、総会の議決を要件とするこ

とが適当である。
※ 総会の議決要件として2分の1以上や4分の3以上等を明記する事例と、単に総会の議決とのみ規定する事例とがある。

(経費の支弁)

第32条 区経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 区事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 区事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 区会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約を変更しようとするときは、総会において総区民の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 前項の規定による規約の変更は、神河町長の認可を受けなければならない。

※ 地方自治法の規定により、規約の変更にあたっては、総構成員の4分の3以上の同意及び市町村長の認可が必要となる。

【地方自治法】

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第37条 区は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

※ 地方自治法は、解散事由として5項目を規定している。

【地方自治法】

第 260 条の 20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。

第 260 条の 21 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

※ 解散の規定については、上記の地方自治法第 260 条の 20 に第 2 号から第 5 号までに規定されている解散の事由を直接条文化することも可。

(例) 第 37 条 区は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の議決 (又は決議)
- (4) 構成員が欠けたこと。

2 前項第 3 号に掲げる事由により解散する場合は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

※ 地方自治法第 260 条の 20 第 1 号の規定に基づき、規約で別の（破産手続開始の決定、認可の取消し、総会の決議、構成員の欠亡以外の）解散事由を規定することも可。

(残余財産の処分)

第 38 条 区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の〇分の△以上の議決を得て、区と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

※ 地方自治法の規定に基づき、解散したときの財産の帰属を定める必要がある。

【地方自治法】

第 260 条の 31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属する者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前 2 項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

※ 議決要件については、総区民の 4 分の 3 以上の議決とする事例が多数となっている。

※ 「議決」は「賛成」又は「承諾」でも可。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

※ 「〇〇」については「区長」又は「役員会」が該当する。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき区が神河町長の認可を受けた日から施行する。
- 2 区の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 区の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成 年 月 日までとする。

※ 地縁団体が法人格を有するためには町長による認可が必要であることから、規約の施行日は、町長による認可の日となる。一方、地方自治法第 260 条の 2 第 13 項では、町長が認可を告示するまでの間は、当該地縁団体が法人格を有すること及び告示事項（名称、目的、区域、主たる事務所、代表者、認可年月日等）をもって第三者に対抗することはできないと規定されている。
従って、規約の施行日を総会での議決日等としても、町長による認可と告示を経るまでの間は、当該地縁団体が法律行為に及ぶことはできない。